

建設廃棄物処理委託契約約款

(許可書の提出等)

第一条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更がある、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

- (1) 収集運搬(乙) 及び処分 (丙) 業務に関する許可所等 (指定所その他) の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第二条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

2. 丙は、甲からの委託された廃棄物処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終（再生を含む）場所（予定）」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第三条 甲又は丙は、甲からの委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

(委託業務の管理)

第四条 甲、乙及び丙は、建築系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれマニフェストを5年間保存する。

3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計によって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第五条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙または甲と丙で協議の上、書面によりこれをさだめるものとする。

2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第六条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、さらに必要に応じて丙に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第七条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第八条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべきより生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第九条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第十条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

3. 第一項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないとき及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協 議)

第十一条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条件に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決
ものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上一部作成し、こうは本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

〈 収集運搬会社一覧表(複数の運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入する。) 〉

会 社 名	住 所	許 可 番 号		許 可 内 容	
		発 生 場 所	処 分 場 所	品 目 (種 類)	車 両 台 数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、収集運搬・処分とも1社で行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予算金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)				2号文書(処分用)			
1	万円	未満	非課税	1	万円	未満	非課税
10	万円	200	円	100	万円	200	円
50	万円	400	円	200	万円	400	円
100	万円	1,000	円	300	万円	1,000	円
500	万円	2,000	円	500	万円	2,000	円

1,000万円以下 10,000円
5,000万円以下 20,000円
1億円以下 60,000円
5億円以下 100,000円
(平成12年7月現在)

発行：日本建設業団体連合会、日本土木工業協会、建築業協会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、日本鉄道建設業協会、東京建設業協会、関東建設産廃物協同組合

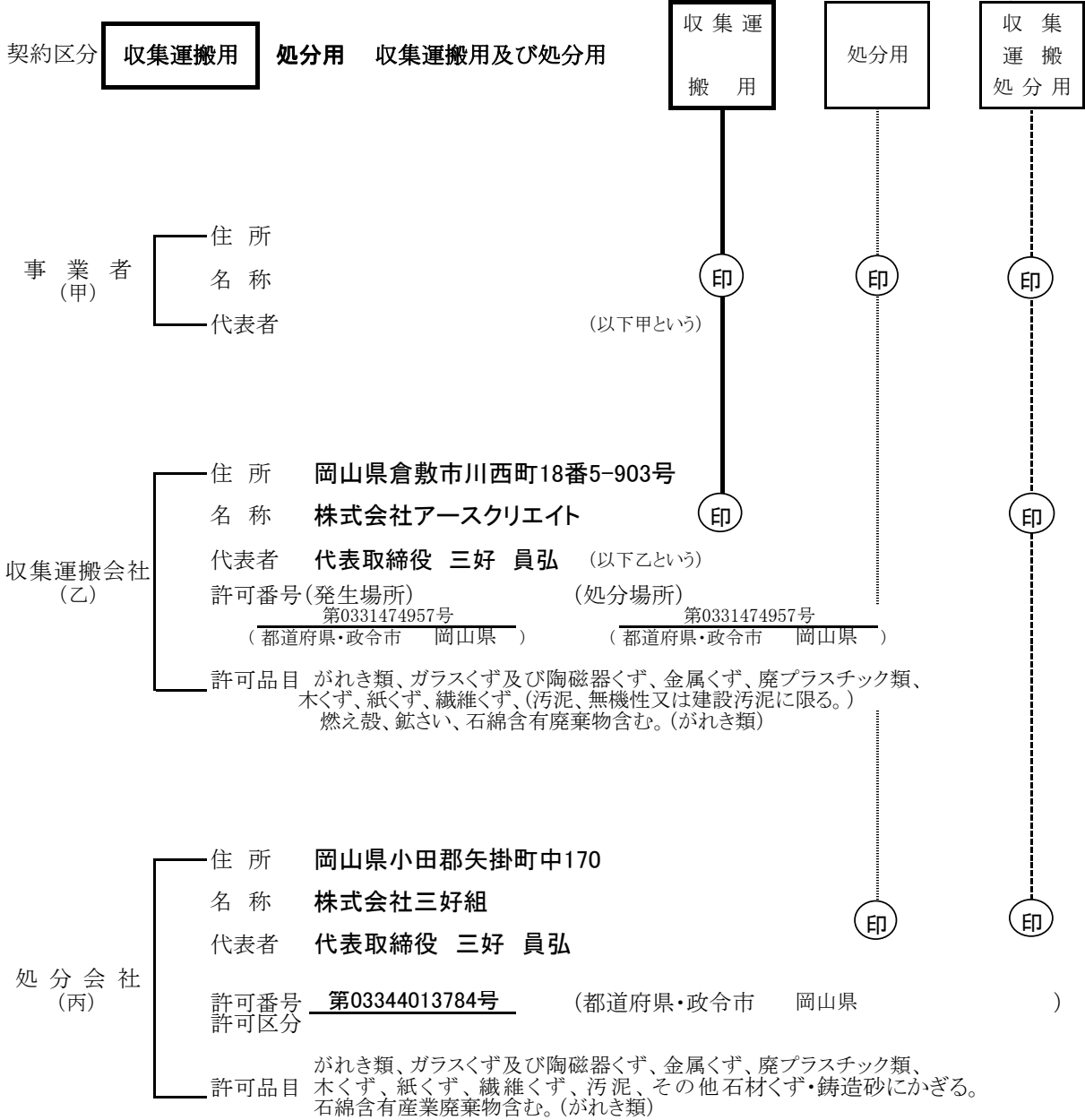
販売：建設業資料普及センター

建設廃棄物処理委託契約書

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを□で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する

◎ それ ぞれ 実線 で 結ぶ。



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、下記「委託業務の内容」に記録された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従って適正に行うため、次のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。（契約内容）

第一条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、産廃物の収集運搬を乙に、その処分を乙に委託す

2 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め及びに法に従い産廃物を「委託業務の内容」に示す乙の施設まで契約された車両で適正に運搬する。

3 乙は、約款の定め並びに法に従い廃棄物を「契約業務の内容」に示す方法により許可された施設に適正にしょぶんす
4 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第二条 乙又は丙は、契約内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「契約業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払い方法に基づき、次のとおり支払う。

1) 建設系廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。

2) 建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後料金を支払う。

3 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協
よりこれを変更することができる。

- [契約業務の内容]
- 1、 工事名
- 2、 排出場所
- 3、 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 4、 積替・保管の有無 (有・無) 積替・保管の場所
- 1) 安定型産業廃棄物であるときは、積み替え保管場所において他の廃棄物と混合することの許可(許・否)
- 2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの許可(許・否)
- 積替・保管施設に搬入する産廃物の種類
- 積替えのための保管上限 m, m3 (どちらかを○で囲む)
- 5、 産廃物の種類・数量・計約単価及び処分会社(丙)の許可内容

産 廃 物 の 種 類		契 約 単 価		予 定 数 量 (C)	処 分 会 社 の 許 可 内 容		
		収 集 運 搬 (a)	処 分 (b)		処 分 方 法	処 分 能 力	施 設 の 名 称 ・ 所 在 地
コンクリート殻		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・ (中間処理)	960 t/日	三好組中間者織 井原市美星町東水砂2425
アスファルト・ コンクリート殻		Km 円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・ (中間処理)	960 t/日	三好組中間者織 井原市美星町東水砂2425
その他がれき ()		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・埋立 (安定型埋立)	174,103 m3	井原市美星町西水橋名字小屋 ノ谷2012・2020・2021東水砂タ 働三好組
ガラスくず及び 陶 磁 器 く ず		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・埋立 (中間処理)	960 t/日	三好組中間者織 井原市美星町東水砂2425
廃プラスチック 類		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・溶融 (中間処理)	m3 t/日	
金 属 く ず		円/(t,m3)	円/(t,m3)	kg	破碎・ ()	m3 t/日	
紙 く ず		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・消却 ()	m3 t/日	
木 く ず		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・消却 ()	m3 t/Ⓔ	
織 維 く ず		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・消却 ()	m3 t/日	
廃石膏ボード		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・埋立 ()	m3 t/日	
建 設 汚 泥		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	破碎・埋立 ()	m3 t/日	
混 合 廃 棄 物 そ の 他 特 管 産 廃	安 定 型 品 目 の み	円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	()	m3 t/日	
	管 理 型 品 目 含 む	円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	()	m3 t/日	
		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	()	m3 t/日	
		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	()	m3 t/日	
		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	()	m3 t/日	
特 管 産 廃	廃石綿等	円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	溶融・埋立 ()	m3 t/日	
		円/(t,m3)	円/(t,m3)	t,m3	()	m3 t/日	
合計予定数量		(t,m3)		必要な情報(性状及び荷姿等)			
合計予定金額		収集運搬(a)×(C) 処 分 (b) × (C) 円 円					
事前協議の要否		要 ・ 否					

注釈:処理能力の記載について同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄いずれか一つに能力を記入する。

処分先N0 (許可番号)	再生施設	再生施設所在地	処分方法	処理能力
第03344013784号	丙の施設	「契約業務の内容」 記載のとおり		
再生品目	再生砕石RC40			
売却先等	他取引業者			
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)

産廃物の 種類	処分先N0 (許可番号)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備 考 (使用方法等)

III. 丙からの最終処分(委託)先

産廃物の 種類	処分先N0 (許可番号)	最終処分施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備 考
がれき類	第100400005888号	岡岡山県環境保全事業団	岡山県倉敷市川崎通1丁目地先	安・管	2,400,000 m3	
				安・管	m3	
				安・管・遮	m3	
				安・管・遮	m3	
				安・管・遮	m3	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終 の区分	産廃物の 種類	処分先N0 (許可番号)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 産廃物
中 ・ 終							
中 ・ 終							
中 ・ 終							
中 ・ 終							
中 ・ 終							